

## 第20回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和元年6月3日（月）13：30～13：42

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

竹内参事官

原子力規制庁

川崎安全管理調査官、照井安全審査官

4. 議 題

(1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号炉発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）

(2) その他

5. 配布資料

(1-1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（6号及び7号炉発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

(1-2) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の概要について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは時間になりましたので、ただいまから第20回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですけれども、一つ目が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号炉発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）、二つ目がその他です。

本日の会議は14時を目途に進行させていただきます。

それでは事務局からお願いします。

(竹内参事官) 議題1でございます。東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可(6号及び7号炉発電用原子炉施設の変更)について、諮問でございます。

原子力規制庁、川崎安全管理調査官、照井安全審査官にお越しいただいております。

それでは御説明の方をよろしく願いいたします。

(川崎調査官) 原子力規制庁、実用炉審査部門、安全管理調査官、川崎と申します。よろしく願いいたします。

それでは本日の資料1-1及び資料1-2を用いて御説明をさせていただきたいと思えます。

まず審査の結果の御説明に先立って、資料1-2を用いて、申請の概要について御説明をさせていただきたいと思えます。

1枚おめくりいただきまして、(3)変更の内容ですが、今回の変更申請につきましては、大きく分けて三つの申請がございます。

まず一つ目、イですが、実用炉発電原子炉、これは実用炉規則、規則の改正に伴うバックフィット案件でございます。まず一つ目が地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る規則改正に伴い、申請書本文の記載をこちらに合わせる申請が行われてございます。

2点目ですが、こちらバックフィット規則の改正に伴う変更でございます。溢水(いっすい)に関して、内部溢水(いっすい)による管理区域外の漏えいの防止に関する規則改正に合わせた記載の修正が行われてございます。

三つ目、ハでございますが、こちらは平成28年に変更許可をいたしました許可から設計の変更が行われておりまして、そちらの変更に関するものでございます。具体的には、津波防護施設を内包する建屋及び区画に対する浸水防護につきまして、タービン補機冷却海水系隔離システムの設置に伴う浸水量の見直し、及びその見直しに伴い、止水ハッチ及びダクト等の設置を変更するというものでございます。

また更に、これらの三つの変更に合わせて誤記等の記載の適正化も行われているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは発電所全体図になりますが、今回の申請の対象につきましては、この敷地全体の右側(がわ)、サイトの北側(がわ)になりますが、大湊側

(がわ)の敷地と言われているところで、5号、6号、7号と記載がございますが、このうちの6号と7号に対する変更でございます。

資料1-1に戻りまして、この変更に関する審査の結果について、御説明をさせていただきます。

本申請につきましては、平成30年12月12日付けで申請がございまして、その後、31年3月22日付けで一部補正がなされてございます。こちらにつきましては、43条の3の8、2項において準用する43条の3の6、第3項の規定に基づきまして審査を行いました。

この審査の結果につきましては、1枚めぐりまして、別紙に記載してございます。

こちらで43条の3の6、第1項第1号に規定する許可の基準への適合性について、確認した結果につきましては、まず一つ、発電用原子炉の使用の目的を変更するものではないこと。

二つ目、使用済燃料につきましては、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する規則に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵管理するという方針に変更はないということ。

三つ目、海外において再処理が行われる場合には、再処理拠出金法のもとで我が国が原料の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する。海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには政府の承認を受けるという方針に変更はないこと。最後になりますが、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月15日付けで許可を受けた記載を適用する方針に変更はないということ、この最後の点につきましては再処理拠出金法の適用前のものになります。

以上のことを確認をもって、平和利用の目的に関しての基準を適合するというふうに判断してございます。

以上、御説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

1-2の変更の理由(4)ですね、イトロがこれはバックフィットですか。

(川崎調査官) はい。

(佐野委員) ハはどうですか。

(川崎調査官) 規制庁、川崎です。ハにつきましては設計の変更、津波防護の設計変更でございます。

(佐野委員) 設計変更、つまり、東京電力ホールディングスの方で設計を変更をしたいという申請が来て、それが規制に合っているか否かということですか。

ここに浸水防止ダクトを設置しないこととし、とありますが、もともと設置にすることになっていたのですか。

(川崎調査官) 御説明させていただきます。

こちらにつきましては、津波が襲来した際に、低耐震クラス、耐震設計クラスの低い配管が破断した場合には、タービン建屋の中にその津波が流入する想定となっておりますが、この流入量を抑える設計方針をしてございまして、その結果として、止水ハッチですとか水密扉が不要になったというものでございます。

(佐野委員) 二つ目の質問は、6、7が申請されてきた訳ですが、残りの1から5は、これはどういう状況でしょうか。タイミングの問題なのでしょうか。

(川崎調査官) こちら、事業者の判断によると思いますが、新規制基準適合性につきましては、まだ申請はなされておられません。

ただし、1号機につきましては、今いろいろと話題に上がっておりますが、特定重大事故対処施設、こちらについては1号、6号、7号の申請は出てきてございます。

ただし、まだ1号につきましては、通常といいますか、重大事故対処等の技術的能力についてはまだ申請がなされてございません。

(佐野委員) 個別に来ているということですね。

(川崎調査官) はい。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西委員、いかがですか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

ちょっと全体的なことといいますか、バックフィットとおっしゃったのですけれども、これの猶予期間、どのぐらいを目途にということは、場合によって変わるでしょうけれども、この場合はどういう整理になっておりますか。

(川崎調査官) 今回、この二つのバックフィットにつきましては、改正日は、まず燃料の被覆管につきましては改正されたのは平成29年9月11日でございます。また、内部溢水(い

っすい) に関するものにつきましては、平成30年2月20日ということでございます。

経過措置につきましては、まず燃料被覆管が経過措置期間の期限が、平成31年9月30日、内部溢水(いっすい)につきましては、施行の日から起算して1年を経過する日までというふうになっております。

この経過措置につきましては、その変更の規模、内容によって決定されていくということでございます。

(中西委員) ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私は、諮問されているところについて、質問や意見はございません。平和利用の目的以外に利用されるおそれがないということはそ通りだと思います。

先生方、ほかに何かございましょうか。

どうぞ。

(佐野委員) 1つだけ。先ほど、1、6、7について特重の申請があると聞きましたが。特重は、一つ一つの原子炉について申請するわけですか。

(川崎調査官) 結果としては、号炉単位でそういった対策はとられるということになるかと思えます。

ただし、1号につきましては、まだ本体側(がわ)の設計基準も含めて、重大事故対処も申請がなされておられませんので、申請は出ておりますが、実態として、審査は特定、テロリズム等の話までは審査は進められないという状況にはなっております。

(佐野委員) 一つ一つについて申請するわけですね。

(川崎調査官) はい。ただ、そこはツインプラントの場合ですと、二つの炉が同時に出てくることもございます。6、7号につきましては一体となって審査は行われてきました。

(佐野委員) 同時になるわけですね。

(川崎調査官) はい。

(岡委員長) 中西委員、何かございますか。

(中西委員) いえ、何も無いのですが、一つだけ書き方で教えてほしいのですけれども、一番表の原子炉規制委員会から原子力委員長宛ての文章と、それから別紙のところ、ほんの少しだけ、ちょっと違うのですね。同法の43条の3の8第2項において準用するまでは書いてあるのですけれども、43条の3の6条、第3項の規定に基づくと、これがここの別紙の方に書いていないのですけれども。

(照井安全審査官) 規制庁、安全審査官の照井でございます。

今の御質問について御説明させていただきますが、まず、1-1の表の方に書いてあるのは、3項を準用しているのは、これは意見を聞くというものの条文に対する準用規定でございまして、表の方には、準用をして3項の規定に基づいて意見を聞いていますということになっております。

2ページ目の別紙の方でございますけれども、これは基準の適合に関する準用規定でございまして、1項、43条の6第1項第1号というのは、平和利用に関する基準を要求しているところでございますので、その準用という形になっております。

(中西委員) わかりました。どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

議題1は以上でございます。

議題2について、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) それでは議題2、その他、今後の会議予定について、御案内いたします。

次回、第21回原子力委員会の開催につきましては、日時6月11日、10時から、開催場所8号館6階625号室、議題については、後日、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。そのほか委員から何かございますか。

ないようですので、これで本日の委員会はこれで終了します。ありがとうございました。